■介護保険対象者のご利用料金

(1) 介護保険による利用料(介護1～5)

区分	20分未満	30分未満	30～60分	60分～90分
昼間8時～18時	311単位	467単位	816単位	1118単位
早朝6～8時・夜18～22時（25％加算）	389単位	584単位	1020単位	1398単位
深夜22～翌朝6時（50％加算）	467単位	701単位	1224単位	1677単位
長時間訪問加算	1時間30分超の場合			300単位
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満			254単位
	30分以上			402単位
ターミナルケア加算	支給限度額外			2,000単位
退院時共同指導加算	主治医と連携し指導を行い文章で提供した場合			600単位
初回加算	新規に訪問看護を提供した場合			300単位
同一建物に対する減算	事業所所在の建物と同一建物に居住する利用者に訪問した場合			単位数 × 90/100
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し助言等を行った場合			250単位
緊急時訪問看護加算	支給限度額外			574単位
特別管理加算Ⅰ	支給限度額外			500単位
特別管理加算Ⅱ				250単位
サービス体制強化加算	1回の訪問につき(支給限度額外)			6単位
訪問看護体制強化加算Ⅱ	月1回			300単位
リハビリテーション	40分(20分296円×2回)			592単位
リハビリテーション	60分(20分296×9/10＝266円×3回)			799単位

※サービス実施のために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様負担となります。
※定款区域内の交通費は無料となります。
※利用料金の負担額は、介護保険負担割合証をご確認ください。

(2) 介護保険による利用料（要支援1・2）

区分	20分未満	30分未満	30～60分	60分～90分
昼間8時～18時	300単位	448単位	787単位	1080単位
早朝6～8時・夜18～22時（25％加算）	375単位	560単位	984単位	1350単位
深夜22～翌朝6時（50％加算）	450単位	672単位	1181単位	1620単位
長時間訪問加算	90分を越えて介入を行った場合			300単位
複数名訪問加算Ⅰ	30分未満			254単位
	30分以上			402単位
ターミナルケア加算	支給限度額外			2,000単位
退院時共同指導加算	主治医と連携し指導を行い文章で提供した場合			600単位
初回加算	新規に訪問看護を提供した場合			300単位
同一建物に対する減算	事業所所在の建物と同一建物に居住する利用者に訪問した場合			単位数 × 90/100
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所と連携し助言等を行った場合			250単位
緊急時訪問看護加算	支給限度額外			574単位
特別管理加算Ⅰ	支給限度額外			500単位
特別管理加算Ⅱ				250単位
サービス体制強化加算	1回の訪問につき(支給限度額外)			6単位
訪問看護体制強化加算	月1回			300単位
リハビリテーション	40分(20分286円×2回)			572単位
リハビリテーション	60分(20分286×9/10＝266円×3回)			772単位

※サービス実施のために使用する、水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者様負担となります。
※定款区域内の交通費は無料となります。
※利用料金の負担額は、介護保険負担割合証をご確認ください。